

# 事務局規定

(平成 15 年 6 月 28 日 理事会制定)

連盟定款第 5 章第 21 条 3 項に基づき事務局規定を定める。

## (任 務)

第 1 条 事務局は理事会に直属する部門であり、連盟の事務・総務的なものの処理に当る。

## (組 織)

第 2 条 事務局の下に、総務委員会・財務委員会・広報委員会・国際委員会をもって構成し、必要ある場合は事務局及び委員会に顧問を加えることができる。

## (部 員)

第 3 条 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員及び各委員長、委員をおく。

## (部員の任務)

第 4 条 各部員の任務は次のとおりとする。

- (ア) 事務局長は事務局及び委員会を統括し、事務局職務の立案、計画、実行する。
- (イ) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が欠けたときはその職務を代行する。
- (ウ) 事務局員は、事務局長の指示により事務局の職務を行う。
- (エ) 委員長は委員会を統轄し、委員会職務の立案、計画、実行する。
- (オ) 委員は、委員長の指示により各委員会の職務を行う。

## (部員の選任)

第 5 条 事務局長は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

2、事務局次長、各委員長、事務局員、委員は事務局長がこれを推薦し会長が委嘱する。

## (任 期)

第 6 条 事務局長及び事務局次長、各委員長、局員、委員の任期は通常の理事任期と同じとする。

第 7 条 事務局長及び事務局次長、各委員長、局員、委員任期中に欠員または職務遂行に不都合が生じた場合は適時これを補充、交替する事ができる。

ただし任期は前任者の残任期間とする。

( 会 議 )

第 8 条 事務局の会議は必要に応じて事務局長が招集する。

2、委員会は必要に応じて委員長が招集する。

( 職 務 )

第 9 条 第 1 条の任務を遂行するため、事務局及び委員会において次の職務を行う。

(ア) 事務局

連盟全体の事務処理に関すること。

連盟事務所の管理、運営に関すること。

委員会全体の管理、運営、調整に関すること。

(イ) 総務委員会

連盟全体の総務に関すること。

連盟会員の管理に関すること。

連盟正会員の行事等の調整に関すること。

障害者スキー用器具などの研究開発に関すること。

(ウ) 財務委員会

連盟の予算・決算の作成管理・財産管理に関すること。

連盟の協賛団体の獲得に関すること。

(エ) 広報委員会

連盟のホームページ作成管理に関すること。

連盟の広報紙の発行に関すること。

障害者スキーの情報収集に関すること。

(オ) 国際委員会

諸外国の障害者スキー関連団体との連絡・調整に関すること。

各種障害者スキー組織国際統括団体との連絡・調整に関すること。

各種障害者スキー関連の国際会議・研究会・協議会・大会の連絡・調整に関すること。

( 規定の改廃 )

第 10 条 この規約の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、平成 15 年 9 月 27 日から施行する。